

令和8年4月1日(水)から

市営住宅の修繕等の 連絡先がかわります。

市営住宅の修繕等の受付を日本管財株式会社が行い、連絡先窓口として、奄美市公共施設包括管理センターを開設しています。

市営住宅にお住まいの方におかれましては、住戸内で不具合があった場合は、下記までご連絡下さい。



奄美市公共施設包括管理センター 電話番号

0997-69-3160

※家賃等のご相談、お問い合わせについてはこれまで同様建築住宅課へご連絡ください。

奄美市公共施設包括管理センター 概要

【業務内容】

市営住宅の修繕受付、実施、手配
保守点検の受付、手配

〒894-8555
奄美市名瀬幸町25番8号 奄美市役所第2別館1階
(右記地図ご参照)

【営業時間】

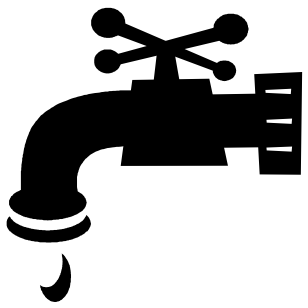
月曜日から金曜日
午前8時30分 ~ 午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業)

※夜間・休日の漏水などの緊急時についても
上記にお問い合わせください。
コールセンターへ電話が転送されます。



市営住宅の修繕などについてよくある質問！

市営住宅の修繕や維持管理等について、いろいろな問い合わせがありますので、代表的なものについて、いくつかあげてご説明します。



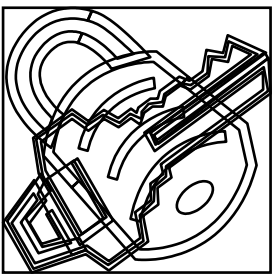
Q 水道から水漏れしているが、入居者の負担ですか？

A ゴムパッキンの老朽化などによる水漏れは、入居者の負担です。給水管の老朽化などの場合は市の負担です。



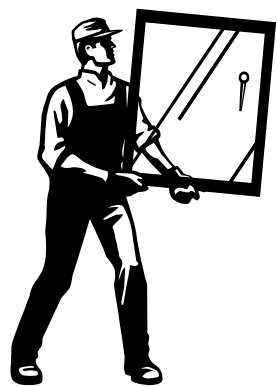
Q トイレの排水がつまって流れなくなりました。入居者の負担ですか？

A 基本的に排水のつまりは入居者の負担です。台所・洗面所・浴室についても同様です。



Q カギを紛失しました。どうしたらいいですか？

A 住宅担当課に合鍵があるのでご連絡ください。
(合鍵作製代は、入居者負担となります。)



Q 窓ガラスが割れてしまいました。入居者それとも市の負担？

A 人為的な事故で割れた場合は、入居者の負担です。(自然災害等で割れた場合は、市が負担する場合があります。)



Q 住宅を退去する時は、畳の表替えなどは必ずしないといけないのですか？

A 畳の表替え、ふすまの張替え、風呂釜・浴槽の撤去、掃除などは入居者の負担で必ず行っていただきます。作業終了後に入居者の立会いのもと退去検査を行います。